

中心市街地活性化に関する各府省庁による 近年の取組状況及び令和3年度予算概算要求等の概要

1. 各府省庁による近年の取組状況・・・・・・・・・・ P1～P17

府省	支援措置	支援措置区分
内閣府	地方創生推進交付金	(3)
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2) ①
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2) ①
文部 科学省	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)
	伝統的建造物群基盤強化事業	(3)
	公立文教施設の整備	(3)
厚生 労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)
	保育所等整備交付金	(3)
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)
農林 水産省	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	(3)
経済 産業省	商店街活性化・観光消費創出事業	(3)
国土 交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)
	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	(2) ①

支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

2. 令和3年度予算概算要求等の概要・・・・・・・・・・ P18～P22

3. 各府省庁補足説明資料・・・・・・・・・・ P23～P37

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府地方創生推進事務局

【支援措置名】 地方創生推進交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
【近年の取組状況】 1. 令和2年度からの主な運用改善 ・ Society5.0 タイプの新設 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業で、交付にあたっては1事業当たり国費3億円（事業費ベース6億円）を上限の目安とする。 2. 中心市街地活性化基本計画に記載された交付対象事業の例（2020年度採択事業） ・ 熊本県熊本市 商店街活性化対策事業 商店街等への支援により、商店街等が自らにぎわいイベントや魅力向上のための研修を行うことで、継続的なにぎわい創出、交流人口の拡大により、経済活力の向上を図る。 ※「持続可能な医療・福祉とコミュニティによるくまもと創生プロジェクト」としての採択額 66,773千円の内数
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【対象事業の分類】 ①イベント事業 ②講演会、シンポジウム等 ③後継者育成研修事業 ④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等 ⑤空き店舗対策事業 ⑥その他特に重要なソフト事業 【近年の取組状況】 令和元年度においては、617件を特別交付税の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。
【対象となる施設整備の例】 <ul style="list-style-type: none">・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）
【近年の取組状況】 令和元年度においては、14事業・総額10,792.7百万円を一般単独事業債の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第35条第1項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○本事業では、重要文化財建造物に対し、経年劣化等の破損状況に応じ、適切な周期で必要な保存修理事業を実施している。また、修理時期の文化財を活用し、修理現場の公開や、修理によって得られた新たな知見を公開するための情報発信を同時に実施している。令和2年度では、145件の事業を実施している。(令和2年9月現在) <採択事業> ・富山県高岡市 瑞龍寺山門ほか8棟保存修理事業(H24-R2) 事業費 72,900千円 国庫補助額 47,385千円 ・岡山県倉敷市 井上家住宅ほか4棟保存修理事業(H24-R4) 事業費 100,000千円 国庫補助額 85,000千円 ・愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか7棟保存修理事業(H30-R6) 事業費 346,400千円 国庫補助額 173,200千円 ・長崎県長崎市 旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存修理事業(H26-R7) 事業費 400,000千円 国庫補助額 200,000千円 (など) <代表事例> 【愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか7棟保存修理事業】 道後温泉の中核施設である道後温泉本館他に対し、耐震補強工事を含めた保存修理事業を実施し、事業期間中も、現場公開等において保存修理事業の情報発信をおこなう。これにより来訪者の増大にともなう新たな雇用の創出や、空き店舗の解消、若者の地方回帰に寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 伝統的建造物群基盤強化事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第146条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○令和2年度は、43道府県100市町村120地区ある重要伝統的建造物群保存地区のうち、41道府県95市町村111地区において、伝統的建造物群基盤強化事業を実施している。 <実施事業（伝統的建造物群基盤強化事業）> ・ 栃木県栃木市 事業費 218,285千円 国庫補助額 109,142千円 ・ 石川県金沢市 事業費 189,420千円 国庫補助額 94,710千円 ・ 広島県福山市 事業費 130,055千円 国庫補助額 65,027千円 ・ 秋田県仙北市 事業費 67,338千円 国庫補助額 43,769千円 (など) <代表事例> 【栃木県栃木市 伝統的建造物群基盤強化事業】 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内にある旧味噌工場（伝統的建造物）において、観光・まちづくり・防災拠点施設整備を実施する。敷地内の多数の文化財建造物の保存とともに、周辺の歴史的風致の向上、地区住民や来訪者の安全につながるものであり、観光客の増加にも寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

【支援措置名】 公立文教施設の整備
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行っている。
【近年の取組状況】 ○令和2年度は、公立学校施設整備費として1,165億円計上し、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図っている。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与している。
【地域・学校連携施設整備事業の例】 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設と福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設（多目的ホール等）を国庫補助の対象としている。
【スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の例】 地域の再生と活性化に寄与することを目指し、スポーツに関する研修、講習会等に利用できる研修室、体育室・武道室及びトレーニング室等を備えたスポーツ施設を整備している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省医政局医療経理室

【支援措置名】 医療提供体制施設整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和2年度は、都道府県において事業者の選定を行っているところ。 ＜令和元年度採択事業＞ ・群馬県高崎市 治験施設施設整備事業 事業費 63,637 千円 交付額 4,831 千円 ・愛媛県松山市 小児医療施設施設整備事業 事業費 115,052 千円 交付額 12,520 千円 ・愛媛県松山市 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 事業費 15,491 千円 交付額 1,611 千円 ・長崎県長崎市 周産期医療施設施設整備事業 事業費 109,539 千円 交付額 15,398 千円 ・長崎県長崎市 医療施設等耐震整備事業 事業費 2,976,296 千円 交付額 166,478 千円 (など)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【支援措置名】 社会福祉施設等施設整備費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。
【近年の取組状況】 ○令和2年3月30日社援発0327第8号「令和2年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」において、「文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの」を優先的整備対象としている。 ○令和2年度当初予算にかかる都道府県・指定都市・中核市に対する6月の内示実績は、386件に対し157億円である。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育所等整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。
【近年の取組状況】 ○令和2年度において、市町村に対して3回内示を行っており、認定を受けた市町村における実績は176件に対し125.9億円である。今後10月と12月の2回の内示を予定している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育対策総合支援事業費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。
【近年の取組状況】 ＜令和元年度の実施状況＞ ○令和元年度当初予算において、111 市区町村に対し 114 億円の補助金の交付を行った。 (上記市区町村には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けている 7 自治体を含む)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

【支援措置名】 地域支援事業交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なる。
【近年の取組状況】 ○地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する（介護サービスの質の向上に資する事業）。 <平成30年4月1日現在の実施状況> 介護サービスの質の向上に資する事業 432市町村において実施。 ※弘前市、山形市、酒田市等、現時点で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている市においても実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局地域整備課

【支援措置名】 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和2年度予算額985億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和2年度予算額492億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局水資源課

<p>【支援措置名】 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)</p>
<p>【支援措置区分】 (3) その他の支援措置</p>
<p>【概要】 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。</p>
<p>【近年の取組状況】</p> <p>※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載</p> <p>【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和2年度予算額985億円の内数)</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (令和2年度予算額492億円の内数)</p>
<p>【備考】</p>

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室

<p>【支援措置名】 食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)</p>
<p>【支援措置区分】 (3) その他の支援措置</p>
<p>【概要】 「三つの密」の防止を徹底し、災害時においても国民への安定的な生鮮食料品等の供給体制を確保するとともに、農林水産物の輸出拡大を促進するため、品質・衛生管理の強化、物流業務の省力化、保管調整機能の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。</p>
<p>【近年の取組状況】</p> <p>※中心市街地活性化の取組として状況把握が困難なため、事業全体での取組状況を記載</p> <p>中央卸売市場又は地方卸売市場が食品等流通合理化計画に従い実施する①～⑤の施設整備の取組に対して、予算の配分等をおこない、事業を実施している。</p> <p>(①品質・衛生管理高度化施設整備、②物流効率化に向けた施設整備、③卸売市場統合・連携促進施設整備、④輸出促進対応卸売市場施設整備、⑤卸売市場防災対応施設整備)</p> <p>(令和2年度予算額200億円の内数)</p>
<p>【備考】</p>

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室

中小企業庁商業課

【支援措置名】 商店街活性化・観光消費創出事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むための商店街の取組を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和2年度は、一次締切分にて23事業、二次締切分にて27事業を採択した。 ※採択総額が予算額に達したことから、二次締切をもって公募終了。 <採択事業（代表事例）> (市区町村／事業者名／事業名) ・尾道市／しおまち商店街の輪・株式会社しおまち企画／しおまち商店街入口物件を活用した商店街活性化事業 ・越谷市／越谷新町商店会・株式会社まちづくり越谷／越ヶ谷宿再興（人と文化と仕事が集う賑わい集客拠点整備事業） ・大和郡山市／郡山柳町商店街協同組合／金魚のまち郡山の観光資源を活かした「商店街の金魚ストリート化」事業 ・高岡市／御旅屋通商店街振興組合・高岡ケーブルネットワーク株式会社／次世代通信技術を活用した、江戸初期の『御旅屋』復活に伴う商店街活性化事業 ・伊豆市／土肥温泉観光協同組合・土肥観光活性化株式会社／観光客と土肥商店街を結ぶ地域消費倍増事業
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 中心市街地共同住宅供給事業
【支援措置区分】 (1) 法に定める特別の措置
【概要】 法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、又は法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、認定中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 秋田県秋田市 中通二丁目地区 【全体事業費 約 2,641 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和 2 年度】 中心市街地の低未利用地を活用し、中高齢者をメインターゲットとした優良な住宅を供給することに加え、医療施設や居住者のコミュニティスペースを整備することにより、多世代共生型 C C R C 拠点として、地区内外からの移住者を受け入れるなど、中心市街地の人口増加に寄与し、活性化に取り組む。 令和 2 年 9 月に建築工事完成。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
【支援措置区分】 （2）①認定と連携した特例措置
【概要】 まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 兵庫県姫路市 キャスティ 21 イベントゾーン周辺地区 【全体事業費 約 24,818 百万円 事業期間 平成 28 年度～令和 2 年度】 文化・芸術と交流・賑わいの拠点となる文化コンベンション施設のうち、市民の文化芸術の拠点となるホール及び駐車場等の周辺施設を整備することにより、中心市街地の活性化を推進する。 平成 30 年 10 月に建築工事着工済。 ・ 山形県酒田市 酒田市中心市街地中町地区（第 2 期） 【全体事業費 約 130 百万円 事業期間 令和元年度～令和 2 年度】 オフィスニーズの受け皿となる業務・金融事業者向けサービスの拠点と、地域住民の交流の場となるまちホール及び情報センターを整備することにより、中心市街地の活性化を図る。 令和 2 年 10 月に建築工事着工。
【備考】

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る令和3年度予算概算要求等の概要

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和3年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和2年度 予算額 (百万円)	令和3年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
1	地方創生推進交付金	地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度にわたり取り組む東京圏からのUターン者の促進や地方の担い手不足対策などの先導的な事業を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。	(3)	内閣府	地方創生推進事務局	100,000の内数	継続	100,000の内数	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条	
2	地域少子化対策重点推進交付金	地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例を横展開することにより、地域の実情や課題に応じた取組を支援する。 また、新婚世帯を応援する結婚新生活支援事業を支援する。	(3)	内閣府	子ども・子育て本部	2,000	継続	2,100	—	—		令和2年度予算額には、令和元年度補正予算の繰越分を含む
3	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	—	
4	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	—	
5	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	15,284	拡充	11,563	—	○	文化財保護法第35条1項	
6	伝統的建造物群保存修理等事業	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	2,106	拡充	1,567	—	○	文化財保護法第146条	
7	公立文教施設の整備	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。	(3)	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	129,502の内数	継続	116,479の内数	—	○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項	
8	医療提供体制施設整備交付金	医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	(3)	厚生労働省	医政局	3,043+事項要求	継続	6,485	—	—		
9	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。	(3)	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部	7,149 +事項要求	拡充	6,812	—	○	生活保護法第75条第2項 等	
10	保育所等整備交付金	保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。	(3)	厚生労働省	子ども家庭局	63,791	拡充	63,791	—	○	児童福祉法第56条の4の3	
11	保育対策総合支援事業費補助金	小規模保育等の改修等や保育人材確保等に必要経費の一部を支援する。	(3)	厚生労働省	子ども家庭局	39,387	拡充	39,382	—	—		
12	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。	(3)	厚生労働省	老健局	197,204	継続	197,204	—	○	介護保険法第122条の2	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和3年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和2年度 予算額 (百万円)	令和3年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
13	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省 農村振興局	113,130の内数	継続	98,475の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
14	農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省 農村振興局	52,761の内数	継続	49,183の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
15	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省 農村振興局	113,130の内数	継続	98,475の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
16	地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省 農村振興局	52,761の内数	継続	49,183の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
17	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	「三つの密」の防止を徹底し、災害時においても国民への安定的な生鮮食料品等の供給体制を確保するとともに、農林水産物の輸出拡大を促進するため、品質・衛生管理の強化、物流業務の省力化、保管調整機能の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。	(3)	農林水産省 食料産業局	24,497の内数	継続	20,020の内数	—	○	卸売市場法第16条	
18	地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業	中小小売・サービス業者が地方公共団体と一体となって、「新たな日常」への変化を取り入れながら、商店街等において地域コミュニティ機能を高める取組(商店街等の機能の複合化)を支援するもの。	(3)	経済産業省	2,940	新規	—	—	—	—	
19	中心市街地共同住宅供給事業	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。	(1)	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数	—	○	中心市街地の活性化に関する法律22条～34条	
20	都市開発資金(用地先行取得資金)	〔中心市街地活性化促進用地〕都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課	1,343	継続	1,178	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項	
21	社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らしにぎわい再生事業)	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
22	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))	空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数	—	—	—	
23	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和3年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和2年度 予算額 (百万円)	令和3年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
24	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。	(2)②	国土交通省 都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
25	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数	—	—	—	
26	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
27	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既存市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)を支援します。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
28	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。	(2)②	国土交通省 都市局公園緑地・景観課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数	—	—	—	
29	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
30	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 港湾局計画課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
31	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
32	社会資本整備総合交付金(住宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業)	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
33	社会資本整備総合交付金(住宅市街地地盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地地盤整備事業)	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課 環境整備室	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
34	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
35	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和3年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和2年度 予算額 (百万円)	令和3年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
36	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
37	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
38	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力をし、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうまいのある住宅地区を形成するための支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
39	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
40	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
41	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 727,746の内数 【防災・安全交付金】 784,722の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 762,652の内数 【防災・安全交付金】 1,038,804の内数	—	—	—	
42	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が出資等(まち再生出資)を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、(一財)民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	—	継続	—	—	○	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号	まち再生基金を原資に支援。
43	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付を行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課 官民連携推進室	—	継続	—	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条	
44	鉄道駅総合改善事業費補助	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室	1,757の内数	継続	1,757の内数	—	—	—	
45	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通/バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。	(3)	国土交通省 総合政策局 地域交通課	29,808の内数	継続	20,385の内数	—	○	離島航路整備法第三条(離島航路への補助のみ)	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和3年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和2年度 予算額 (百万円)	令和3年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
46	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局施設課	4,308の内数	継続	4,631の内数	—	○	踏切道改良促進法第10条	
47	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等))	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、新線建設や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	5,589の内数	継続	6,607の内数	—	—	—	
48	都市鉄道利便増進事業費補助	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課・ 都市鉄道政策課駅機能 高度化推進室	11,568の内数	継続	11,568の内数	○	—	—	
49	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。	(3)	国土交通省 官庁営繕部計画課	18,127の内数	継続	17,697の内数	—	—	—	
50	官民連携まちなか再生推進事業	まちなかの賑わいの創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成など、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民連携による官民連携まちなか再生協議会の形成や目指す将来像の共有に向けた地域まちなか再生方針の策定、地域まちなか再生方針の実現に向けた取組を総合的に支援します。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課 官民連携推進室	868	継続	500	—	—	—	
51	都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	70,000	継続	70,000	—	—	—	

支援措置区分 (1): 法に定める特別の措置 (2)①: 認定と連携した特例措置 (2)②: 認定と連携した重点的な支援措置 (3): その他の支援措置

各府省庁補足説明資料

文部科学省	P23～P25
厚生労働省	P26～P33
経済産業省	P34～P35
国土交通省	P36～P37

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和3年度要求・要望額
(前年度予算額)

15,284百万円
11,563百万円)



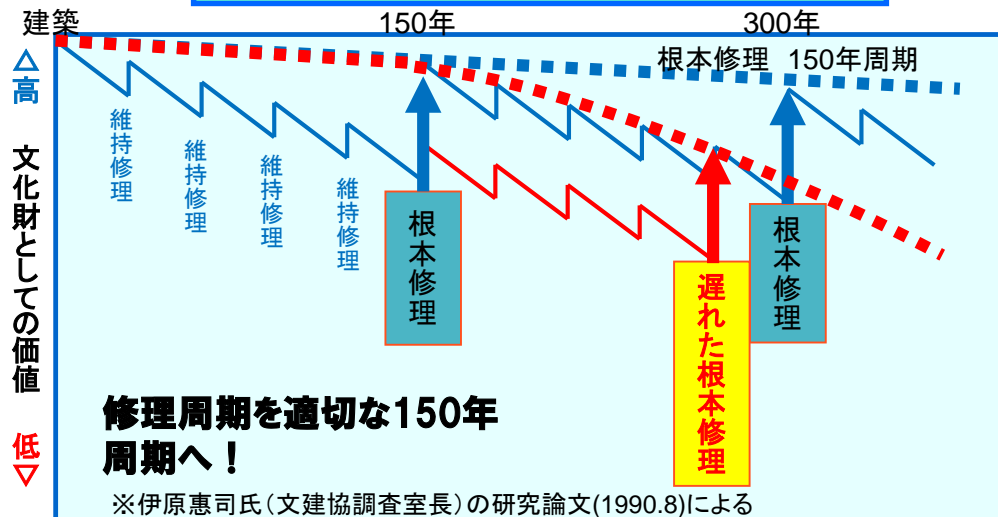
文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援するとともに、修理現場の公開促進や修理によって得られた新たな知見の情報発信を同時に実施することで修理時期を観光振興にもつなげる。また、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は366件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



パンフレット等による解説

工事を見学できる仮設道路を設置

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



門司港駅（旧門司駅）本屋展示解説整備（福岡県）

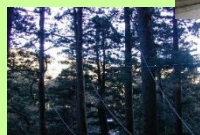
大場家住宅体験用かまど整備等（東京都）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置



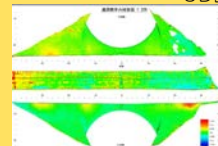
ワイヤーによる支持

先端技術活用（新規）

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いたモデルイメージ



3次元による変状把握

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理)
: 平均150年周期

維持修理(屋根葺替・塗装修理)
: 平均30年周期

適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 本隆寺本堂ほか2棟半解体修理の様子（京都府）

※新型コロナウイルスの影響を受けている事業者や、感染症対策により増加する費用に対して支援を行う。

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

防災・耐震

買上

先端技術活用
(新)

公開活用
整備(充実)



修理・修景、防災・耐震の促進



伝統的建造物の公開活用

先端技術の活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上



美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

※整備に関する工事においては新型コロナウイルス感染症対策により増加する費用に対して支援を行う。

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応
- 少人数指導体制への対応 <事項要求>

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 <事項要求>

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**
(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**
(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、
3密を解消した学習の場として有効活用
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

ドライシステム化され、空調が整備された給食施設
災害時にも有効活用（都市ガス、プロパンガスの2WAY化など）

バリアフリー化により
誰もが安心して学べる場に

具体的な支援策

- **制度改正**：複合化施設の一部補助対象化、廃校施設の撤去費補助拡充、バリアフリー化工事への補助拡充、給食施設の空調設置 等
- **単価改定**：対前年度比 +9.1%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和2年度予算額 令和3年度概算要求額
6,484,888千円 → 3,042,758千円＋事項要求

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	(新)医療施設給水設備強化等促進事業【事項要求】	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33	(新)医療施設非常用自家発電装置施設整備事業【事項要求】	○	○	○	0.33
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5	(新)災害拠点精神科病院施設整備事業【事項要求】	○	○	○	0.5
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5	(新)医療施設浸水対策事業【事項要求】	○	○	○	0.5
腎移植施設	○	○	○	0.33					

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和2年度予算額
174億円

令和3年度概算要求額
71億円 + 事項要求

(うち臨時・特別の措置分 106億円)

【令和2年度 補正予算 10億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



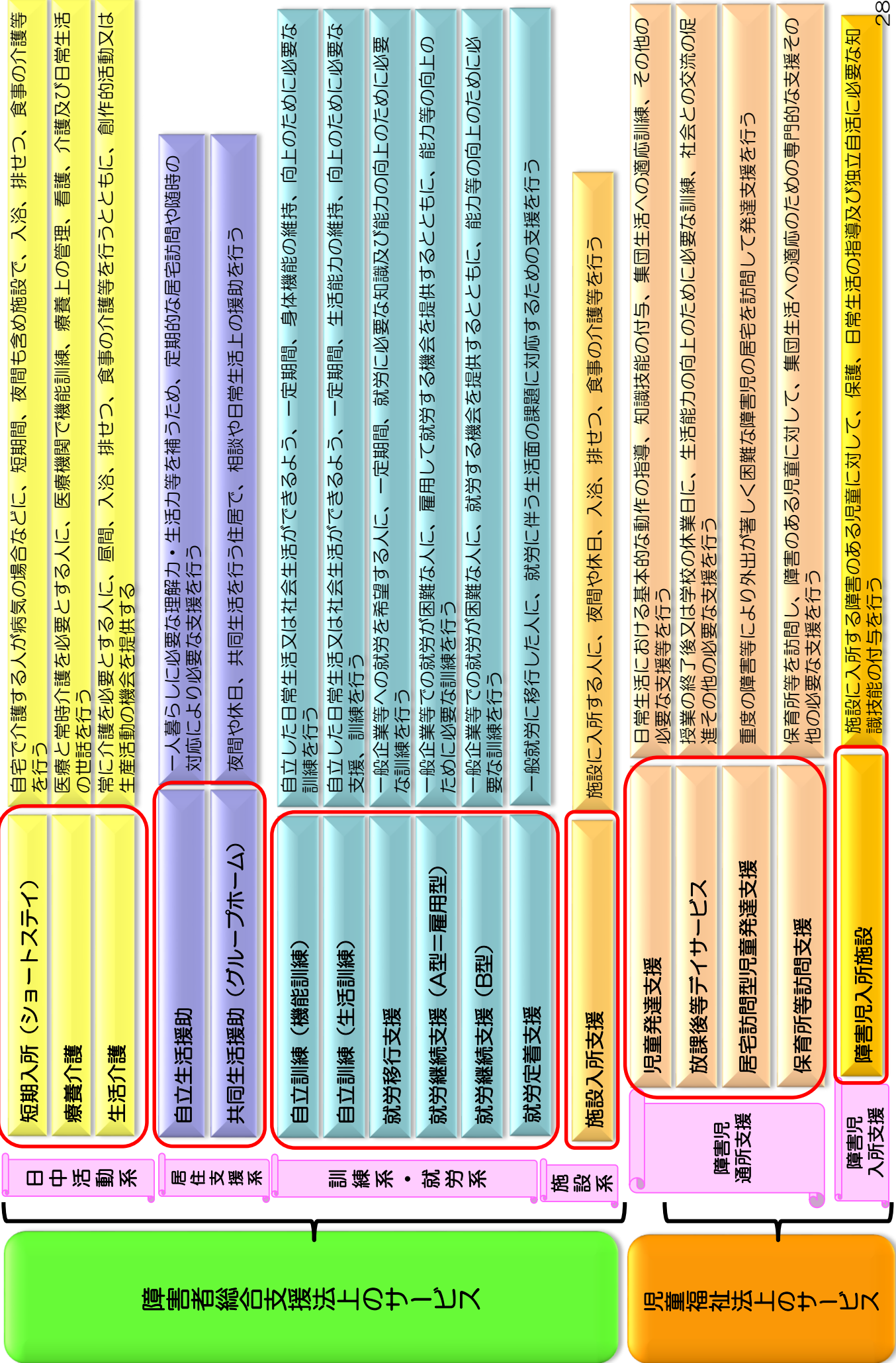
耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。



2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けられることができる。

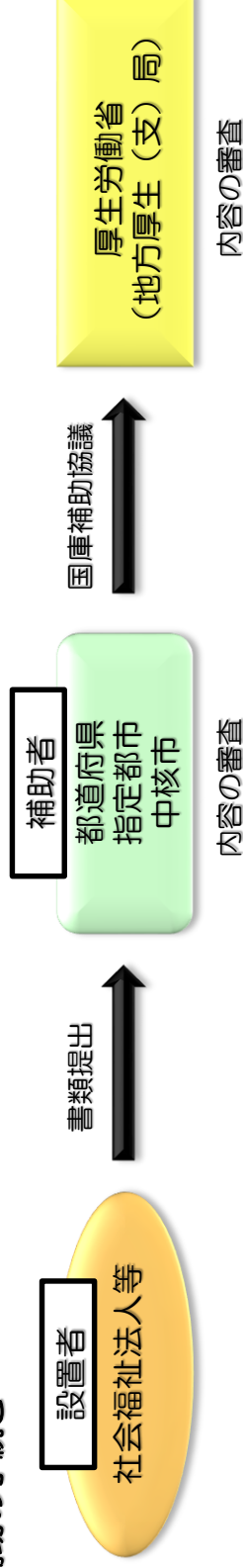
国庫補助を受ける場合

- ・ 社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づき障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けられる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、特別財団法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

②国庫補助の手続き



- ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。
- イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。
- ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。
- エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受ける必要がある。

保育所等整備交付金【拡充】

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度概算要求) 638億円+事項要求

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

《拡充》

- ・ 子育て安心プランにおける補助率の嵩上げ等について、引き続き実施。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、引き続き、国土強靱化基本計画の目標に向けて、保育所等の耐震化を推進するため、耐震化を実施する場合は補助基準額を上げる。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

(令和2年度予算:394億円 → 令和3年度概算要求:394億円+一部事項要求・新規)

【事業内容】

- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- 総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を図る。
- 障害児の受入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。
- 保育所等がコロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施するために必要な支援を実施。

【対象事業】

- I 保育人材確保対策 120億円(164億円) 【拡充】
- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業 【拡充】
 - ②潜在保育士再就職支援事業
 - ③保育士資格取得支援事業
 - ④保育士宿舍借り上げ支援事業 【見直し】
 - ⑤保育体制強化事業
 - ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
 - ⑦保育士試験追加実施支援事業
 - ⑧保育補助者雇上強化事業 【拡充】
 - ⑨若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業 【拡充】
 - ⑩保育人材等就職・交流支援事業
 - ⑪保育士修学資金貸付等事業
 - ⑫保育所等におけるICT化推進等事業 【新規】
 - ⑬保育士・保育の現場の魅力発信事業 【新規】
- II 小規模保育等の改修等 210億円(171億円)
- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業 【拡充】
 - ②小規模保育改修費等支援事業 【拡充】
 - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 【拡充】
 - ④認可化移行改修費等支援事業 【拡充】
 - ⑤家庭的保育改修費等支援事業 【拡充】
 - ⑥認可外保育施設改修費等支援事業
 - ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業

III その他事業 63億円(59億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業 【拡充】
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業 【拡充】
- ⑥家庭支援推進保育事業 【拡充】
- ⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業(予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業 【拡充】
- ⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業 【拡充】
- ⑯待機児童対策協議会推進事業

地域支援事業の概要

令和2年度予算 公費3,944億円、国費1,972億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

※金額は積算上の公費(括弧書きは国費)

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 2,016億円 (1,008億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス(配食、見守り等)
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業(旧介護予防事業を再編)

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2)包括的支援事業・任意事業

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務(虐待の防止、虐待の早期発見等)
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーキング等

1,928億円(964億円)

うちイ、社会保障充実分
534億円(267億円)

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

② 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

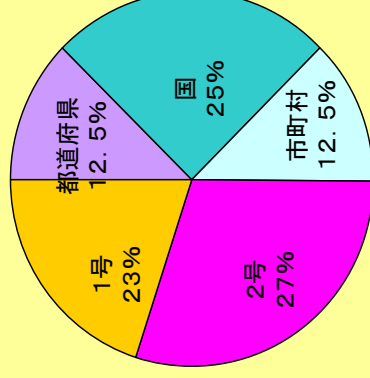
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

(財源構成の割合は第7期以降の割合)

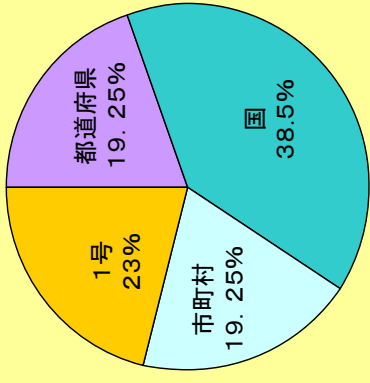
介護予防・日常生活支援総合事業

【財源構成】



包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

地域支援事業実施要綱（抄）

（令和２年５月２９日一部改正）

別記４ 任意事業

３ 事業内容

（３）その他の事業

カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービス等の質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス等利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。

地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業

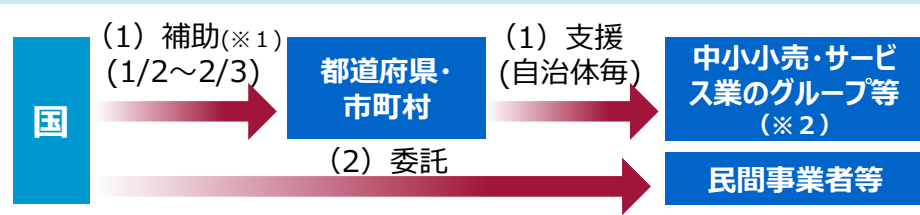
令和3年度概算要求額 **29.4億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小事業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。他方で、少子高齢化、働き方の変化等の中、地域における雇用や医療・介護・保育など生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウイズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、商業機能のみならず医療や保育など多様な機能を持つまちづくりを推進するための取組について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小事業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
 ※2 まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

事業イメージ

(1) 地域商業機能複合化推進事業

- 中小事業者等のグループによる地域コミュニティ機能の活性化に関する取組を、地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。
- また、地方公共団体等がその実施に当たって、ニーズ等の調査や計画策定、実証等を行う場合に、国がその費用の一部を補助します。

地域ニーズ

- 地域雇用の創出
- 地域への外需の取り込み
- 高齢者が歩いて暮らせる街作り
- 社会的孤立の解消
- ウイズコロナ・ポストコロナへの対応

対応の取組例

- 空き店舗への企業誘致、創業拠点整備、子育て機能整備
- 国内観光・インバウンド誘客
- 医療・介護・居住の一体化
- ITを活用した混雑情報の発信、リモートワーク拠点の整備 等

【空き店舗を活用し商店街等の機能を複合化した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



コミュニティ施設整備



IT企業誘致



子育て機能整備

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

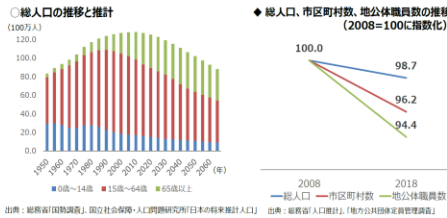
- 地域の課題と多様なスキルを持つ外部人材の情報を集約し、地域と外部人材をマッチングすることで、地域に不足する専門知識やノウハウを提供します。
- 地域の課題に関するオンライン相談のプラットフォームを構築するとともに、効果的なマッチングを行い、域内人材の育成を図ります。

「地域の既存ハード（商店街等）の利活用最適化に関する中間とりまとめ」の概要

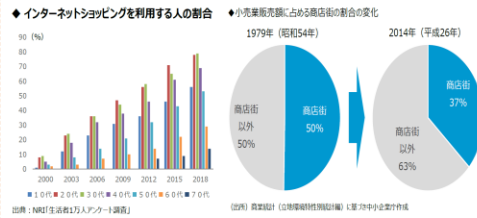
「地域コミュニティにおける商業機能の担い手である商店街に期待される新たな役割」～「商店が集まる街」から「生活を支える街」へ～
 「地域の既存ハード（商店街等）の利活用最適化に関する中間とりまとめ」の概要（令和2年6月 地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会）

＜検討の背景（現状と課題）＞（地域の住民やコミュニティの商店街に対するニーズの変化）

- 人口減少により、国内市場は縮小し、行政・民間の活動拠点も減少。
- **地域のコミュニティ機能の維持は大きな課題。**



- 郊外の大型店の展開やネット通販の普及等
- 商店街の**商業機能に対する期待は低下（「シャッター街」の発生）**。



- 地域の住民やコミュニティにとっての**商店街の位置づけは、「買物の場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化。**
- 商店街の強みを活かし、専ら「商店」の街から、**地域の住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える場への自己変革（「商店が集まる街」から「生活を支える街」への変革）**が必要。

住民の地域課題に対する認識	地域課題解決に当たり	地方公共団体が中心市街地に期待する役割
1位:「商店街や中心市街地等の衰退」 3位:「交通インフラの脆弱化」 5位:「医療・介護施設の不足」 6位:「生活必需品・サービスを扱う店舗の減少」 8位:「高齢者支援(見守り等)の不足」 9位:「保育機能の不足」	・「地方自治体」: 36.1%(1位) ・「地域内の小規模事業者」: 35.0%(2位) ・「公的支援機関(商工会・商工会議所等)」: 34.3%(3位)	・「若者・女性・高齢者等の多世代が暮らし、働く場」: 58.0% ・「広域的な小売業等の商業の拠点」: 34.5%

(出所) 小規模企業白書に基づき中小企業庁作成、内閣府地方創生推進事務局「中心市街地の活性化に関するアンケート調査」(H31.4)

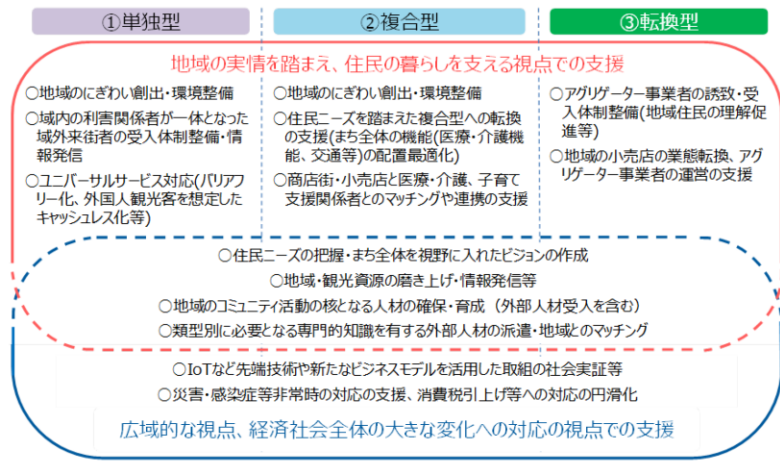
＜今後の方向性＞（地域コミュニティにおける商店街に期待される新たな役割と支援のあり方）

- 地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために商店街が**目指す方向性**については、**地方公共団体及び商店街の関係者が中心となり、「地域が主体的に選択」**。
- 行政の支援策も、「**地域コミュニティの維持のために必要な、地域の住民やコミュニティのニーズに応える役割・機能を高めること**」を目的とする方向へと**転換**。**地方公共団体が主体的な役割を果たし、国は協調支援**。
- とりわけ、**取組の担い手となる人材の確保・育成は重要な課題**であり、**域外人材の活用は極めて有効**であることから、既存の施策も活用しつつ、**域内人材と域外人材のマッチングを支援する仕組みを検討**。

表 類型別の課題と対応の方向性

	①単独型	②複合型	③転換型
特徴	・都市部の駅前や著名な観光資源の近くに立地し、商業機能のみで十分な来街が期待できる。	・生活圏の近くに立地し、地域住民のアクセスが容易。	・過疎化が進む地方に立地し、地域住民の減少に伴い、来街が期待できない。
課題と対応の方向性	・来街者の更なる利便性の向上 ・域外の潜在来街者の受入体制整備・情報発信 ⇒ 利便性向上、域外からの来街者の誘客などにより、多様な商業需要を取り込む対応。	・地域住民が求める多様なニーズの把握 ・商業機能に加え、多様な住民ニーズに対応できるマルチな機能の担い手へと変革 ⇒ 商業需要以外の多様なサービス需要も取り込む対応。	・少ない住民にとって必要な商業機能を維持するための域外の事業者(アグリゲーター)との広域的な連携 ⇒ 個々の小売業者が連携先事業者を通じて住民に買物の機会を提供する対応。

図 商店街の置かれた状況に合わせた地方公共団体と国による支援のあり方



＜新型コロナウイルス感染症のまん延を通じて明らかになった課題への対応＞

- 都市部への集中リスク（本社機能、住居）を踏まえ、今後は、**テレワーク等による働き方など、ライフスタイルの変化が定着**。都市部の人材の**地方への関わり方も広範かつ多様化**。
- リモートワーク拠点などの多様なサービスが、街なかで**ワンストップ提供**されることへの期待も高まっていく可能性。**身近な生活圏に所在し、飲食店等の生活関連サービスや各種のインフラが充実している商店街・中心市街地がその受け皿になり得る**。

＜継続して検討すべき課題＞

- 具体的な施策については、**全国各地の商店街や地方公共団体の関係者と協議を行い、地域の強みを活かす自己変革の取組を支援する方向**で検討。
- 地域のコーディネートの不足**（担い手としての「組織」と「人材」の課題）、**IT化の遅れ**（「人材」と「資金」の不足や、データ利活用の環境整備の遅れ）、**域外企業の地域への関与の不足・困難性**といった課題について、引き続き検討。

中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

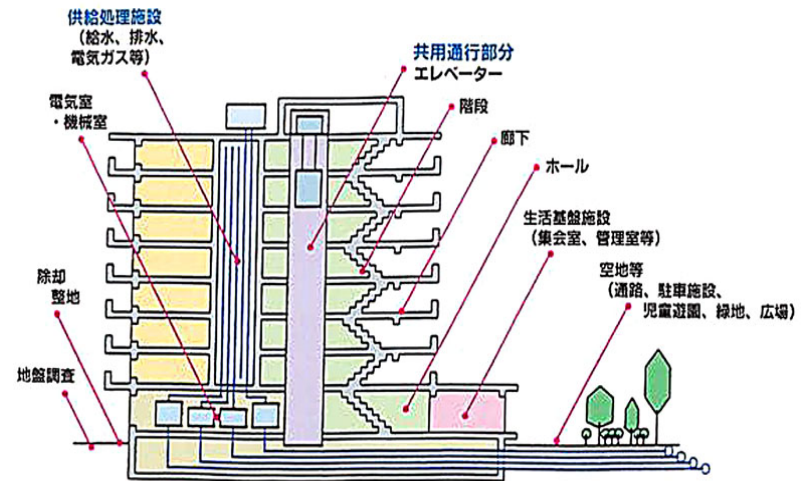
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)

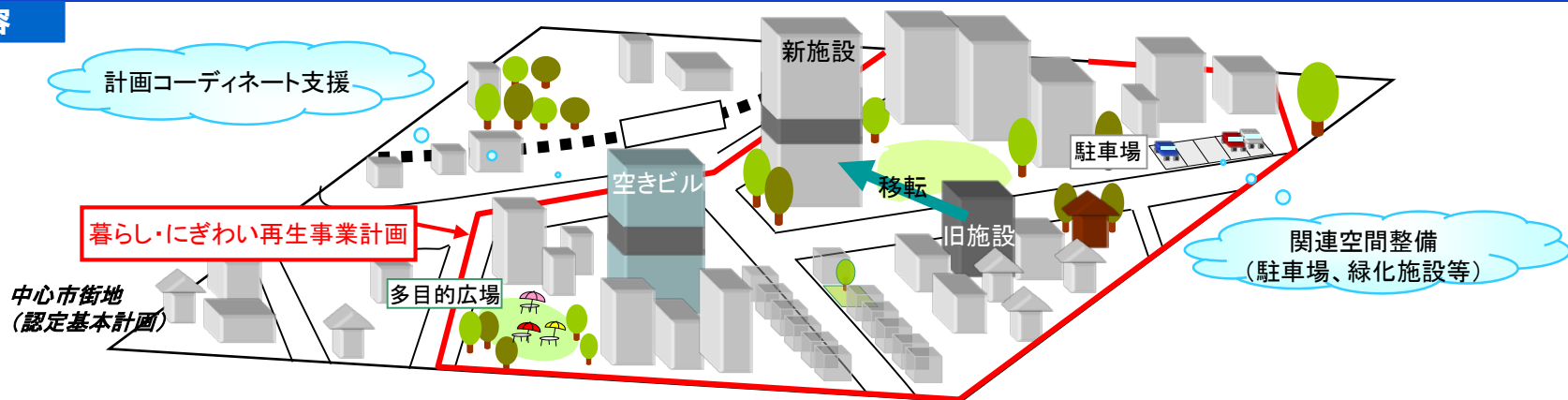


補助率

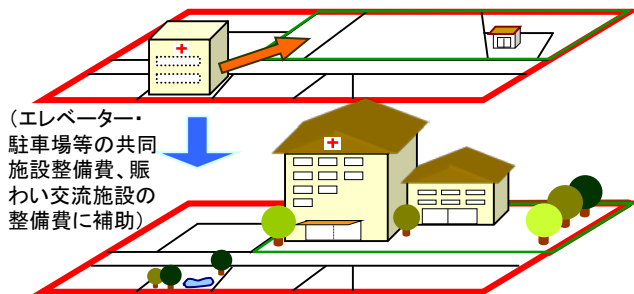
補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容

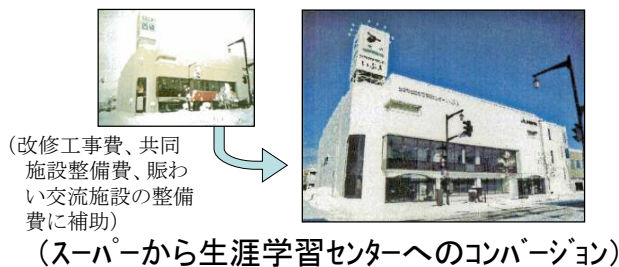


都市機能まちなか立地支援 公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

〔整備イメージ〕



対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物*
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること*
- ・地階を除く階数が原則として3階以上*

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

※小規模連鎖型暮らし・にぎわい再生事業では対象施設要件として、個々の建物階数や構造は問わず、敷地面積1,000㎡未満の施設については複数の事業区域の敷地面積の合算が可能となる。